

アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置を求める意見書

平成 19 年 9 月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。政府は、この宣言に賛成票を投じているが、宣言における先住民族の定義についての記述がないことを理由に、我が国における先住民族に該当する民族がどの民族を指すのかは明らかではないとの認識を示している。

しかしながら、アイヌの人々の先住性は歴史的事実であるとの内容を盛り込んだ「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案に対する附帯決議」が、衆参両内閣委員会において全会一致で決議されていることを踏まえると、この度の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択を機として、これまで以上にアイヌの人々の人権が尊重され、その社会的・経済的地位の向上を図るための総合的な施策の確立が望まれる。

よって国におかれては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」におけるアイヌ民族の位置付けについて検討を行うとともに、宣言に盛り込まれた権利を審議する機関を設置されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官